

2.2.1.11	<u>救命胴衣は、淡水中に 24 時間沈めた後、その浮力が当初の浮力の 5%を超えて減少するものであってはならない。</u>	
2.2.1.12	<u>救命胴衣の浮力は、遊離する粉末状の材料の使用に依存しないこと。</u>	
2.2.1.13	<u>それぞれの救命胴衣は 2.2.3 に規定されている救命胴衣灯を取り付ける手段を備え、2.2.1.5.6 及び 2.2.3.1.3 の規定に適合しなければならない。</u>	
2.2.1.14	<u>救命胴衣には、紐で確実に笛を取り付ける。</u>	
2.2.1.15	<u>救命胴衣灯及び笛は、それらを組み合わせて使用することでそれらの機能が損なわれないように選択され、取り付けられること。</u>	
2.2.1.16	<u>救命胴衣は、水中の他の者の救命胴衣と繋げることができるように、離脱でき、かつ、浮力を有するひも又は他の手段を備えること。</u>	
2.2.1.17	<u>救命胴衣は、着用者を水中から救命用の端艇又はいかだ、若しくは救助艇に引き上げることができる適当な手段を備えること。</u>	
2.2.2	<u>膨脹によって浮力が得られる救命胴衣は、2 以上の独立した気室を有し、2.2.1 の規定に適合するものとし、また、次の要件を満たすものでなければならない。</u>	
2.2.2.1	<u>浸水によって自動的に膨脹し、手の単一の動作により膨脹させる装置を備え及び口によってそれぞれの気室を膨脹させることができること。</u>	
2.2.2.2	<u>いずれか 1 の気室が浮力を失った場合においても、2.2.1.5、2.2.1.6 及び 2.2.1.7 の規定に適合すること。</u>	
2.2.2.3	<u>自動装置による膨脹の後、2.2.1.11 の規定に適合すること。</u>	
2.2.3.1	<u>救命胴衣の灯火は、次の要件を満たすものでなければならない。</u>	
2.2.3.1.1	<u>上方の全ての方向に 0.75 カンデラ以上の光度を有すること。</u>	
2.2.3.1.2	<u>少なくとも 8 時間 0.75 カンデラの光度を供給することができる動力源を有すること。</u>	
2.2.3.1.3	<u>救命胴衣に取り付けた場合に、上方の実行可能な限り広い範囲において視認することができること。</u>	
2.2.3.1.4	<u>白色であること。</u>	
2.2.3.2	<u>更に、2.2.3.1 に規定する灯火がせん光灯である場合には、灯火は、次の要件を満たすものでなければならない。</u>	
2.2.3.2.1	<u>手動により作動するスイッチを備えること。</u>	
2.2.3.2.2	<u>少なくとも 0.75 カンデラの有効な光度で毎分 50 回以上 70 回以下のせん光を発すること。</u>	
イマーション・スーツ		
2.3.1.1.1	<u>イマーション・スーツとともに着用する衣類及びイマーション・スーツを救命胴衣とともに着用するときは救命胴衣を考慮し、さらに、口で膨脹する気室がある場合はその膨脹を考慮した上で、イマーション・スーツは、2 分以内に、援助を受けることなく、取り出しかつ着用することができること*。</u> <u>* 機関が決議 MSC.81(70)において採択した救命設備の試験に関する勧告(改正を含む)の 3.1.3 の規定を参照すること。</u>	2008/7/1 全面改正